



## 学校感染症のり患に伴う出席停止について

下表の感染症にかかっていると診断されたときは、学校保健安全法施行規則により、医師の許可が出るまでは出席停止となります。欠席扱いにはなりませんので、治療中は感染予防のため人的接触は極力避け、主治医の治療方針に従い自宅で療養してください。

病状が回復し登校する際には、各書類を学校へ提出してください。

### 〈出席停止になる感染症（学校感染症）〉

学校保健安全法施行規則 第18条による分類	感染症の種類	治癒後に学校へ提出する書類
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰髄膜炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	「登校許可証明書」 ※医師が記入
第二種	百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎	「登校許可証明書」 ※医師が記入
	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	「治癒報告書」 ※保護者が記入
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	「登校許可証明書」 ※医師が記入
	※その他の感染症 感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノ）、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、RSウイルス感染症、EBウイルス感染症、単純ヘルペスウイルス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟属腫（水いぼ）、アタマジラミ症、疥癬、皮膚真菌症①カンジダ感染症②白癬特にトングラニス感染症	※その他の感染症については、医師と相談のうえ、決定する。